

虐待の防止のための指針

社会福祉法人 湧別福祉会

2021年10月

【本指針の目的】

本指針は、社会福祉法人湧別福祉会が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援することを目的とします。

また本指針はホームページに掲載し、利用者・家族等・全ての職員が自由に閲覧できるようにします。

1. 虐待防止に関する基本方針

社会福祉法人湧別福祉会は、施設理念に基づき利用者個人の尊厳を保持し、いかなる虐待も行いません。

【虐待に該当する行為】

本指針による「養護施設従事者等による高齢者虐待」とは、職員が利用者に対して行う次の行為をいいます。

*参照：高齢者虐待防止法第2条第5項

- 1) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える事（身体的虐待）
- 2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（介護・世話の放棄・放任）
- 3) 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事（心理的虐待）
- 4) 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）
- 5) 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事（経済的虐待）

***具体的例は、別紙参照**

2. 虐待防止に関する担当者の設置

- 1) 施設長は虐待対応責任者として、虐待防止に関する措置を適切実施するための担当者を兼ねます
- 2) 苦情相談窓口担当者は、虐待受付担当者を兼ねます

3. 虐待防止検討委員会の設置

- 1) 虐待防止に努める観点から、虐待等の発生の防止・早期発見に加え虐待等が発生した場合はその再発防止の対策を検討します
- 2) 当委員会の運営責任者は施設長
- 3) 委員会は、介護職・看護職・事務職など多職種で構成します
- 4) 必要時には施設外の虐待防止に係る専門家を委員として活用できます
- 5) 虐待防止検討委員会は、1回以上/年開催するが必要な都度責任者が担当者を招集します
- 6) 虐待防止検討委員会は、その関連性から身体的拘束適正化検討委員会と一体的に行います

4. 虐待防止の為の職員研修

- 1) 職員に対し、虐待防止に関する基礎的内容を普及・啓発します
- 2) 研修会は2回以上/年とし、新規採用時は別途実施します

5. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 虐待の通報及び発見

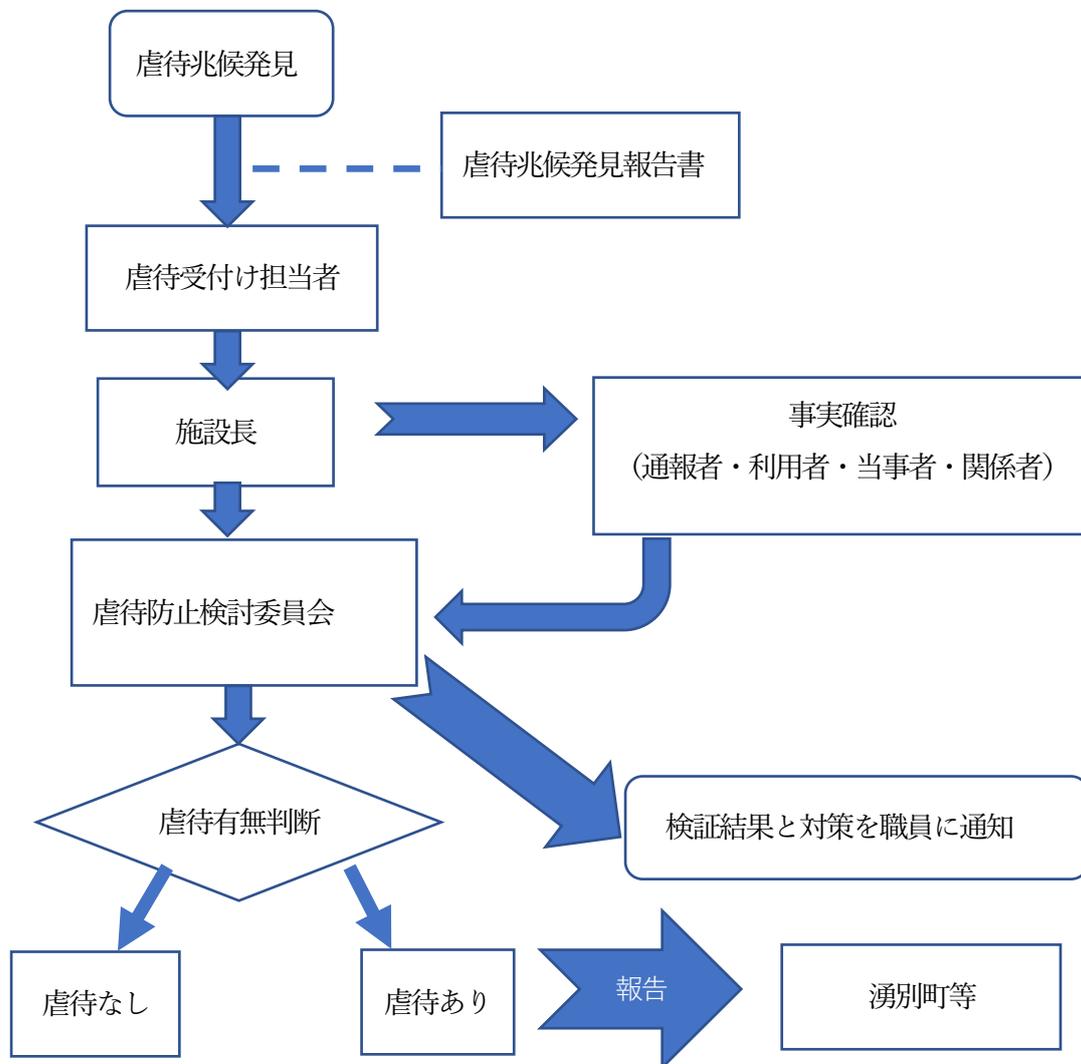
- ・利用者本人、家族、職員等から通報がある時は、本指針に基づき適切に対応します
- ・職員は、虐待を発見した際は、虐待受付担当者に通報します
担当者が不在の場合は他の上司又は施設長に報告します

2) 虐待の報告・確認

- ・虐待受付担当者は、通報のあった虐待内容を虐待対応責任者に報告します
- ・虐待対応責任者は、虐待通報者及び当該利用者から通報内容を確認します
- ・虐待対応責任者は、当事職員に事実確認を行います
- ・虐待対応責任者は、利用者への虐待が認められた場合は、湧別町に報告します
- ・必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告します

3) 虐待防止検討委員会は、事象の検証と再発防止策を作成し、職員に周知します

【虐待兆候発見時のフロー】



6. 権利擁護のための成年後見制度

- 1) 利用者又は家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 等 <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 等 <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や敗れた服を着せさせている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活をさせている。 ・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・オムツの汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる・寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にゴミが放置されている。 等 <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方箋通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 等 <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。 等 <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしない。 等 <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>

心理的虐待

- ① 威嚇的な発言、態度
 - ・怒鳴る、罵る、脅す 等
- ② 侮辱的な発言、態度
 - ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
 - ・日常的にからかったり、「死ね」などの侮辱的なことを言う
 - ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ 等
- ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う
 - ・他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす
 - ・話しかけ、ナースコール等を無視する
 - ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる
 - ・高齢者がしたくてもできない事を当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）等
- ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・トイレを使用できるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う
 - ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助を行う 等
- ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
 - ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない
 - ・理由もなく住所録などを取り上げるなど、外部との連絡を遮断する
 - ・面会人が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない 等
- ⑥ その他
 - ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える
 - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する
 - ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる
 - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す
 - ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする 等

性的虐待	<p>① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・ 人前で排泄させたり、オムツ交換したりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 等
経済的虐待	<p>① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なしに制限する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、お釣りを渡さない） ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 等